

事実を明らかにしてこそ 本当に 真実が分かる

〒26

2008.5.4

JR東海労東二運分会

ユニオンの控訴と掲示に 敢えて物申す！！

みなさんは、シュプレヒコール裁判のことを覚えているでしょうか。この裁判は、ユニオン分会の掲示に、わたしたち東海労がデモで「JR東海会社をつぶせ」と叫んだと書いて貼り出したことが発端となっています。このデッチ上げ掲示は、わたしたち東海労の名誉を毀損するものであり、したがって訂正と謝罪を求めて訴えました。

裁判は、昨年10月に地裁で判決が下され、わたしたちが勝訴しました。敗れた東海ユニオンが高裁に即日控訴し、いま裁判の進め方などをめぐって審議中です。審議は、裁判長から「和解は出来ないのか」と問われ、東海労は「事実に基づかないことを認め謝罪する」なら応じることとしています。しかし東海ユニオンには応じる気配がないようです。

東海ユニオンが一審で、東海労が「JR東海会社をつぶせ」と叫んだこと立証すれば、勝っていたはずなのに証明できなかったのです。具体的な証拠＝叫んだという事実を示してこそユニオン分会の掲示が正しかったことになり、真実が分かるのです。しかし、真実とは、わたしたちは「JR東海会社をつぶせ」などとは叫んでいなかったという事実のことです。

車掌長は事実にもとづいた報告をしていた、か？

ところで、4月28日付で「東海労の掲示に 敢えて物申す！！」というユニオン分会の掲示が出されました。残念なことにこの掲示も事実にもとづかないのでは？と思う内容になっています。ユニオン分会の掲示は車掌長の報告内容が「東海労掲示」とは逆になっているのです。お客様に「誤案内」をしたのは車掌長、組合員、パーサーの内の誰ですか。

ユニオン分会は「個人の名誉のために、詳しい内容には触れません」、のようですが、事実を明らかにしてこそ本当に真実が明らかになるのではないのでしょうか。それとも、詳しい内容には触れられないような「報告」なのではないのでしょうか。